

令和2年度 第12回広尾町教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年2月25日（木）午後2時～午後3時10分
- 2 場 所 コミセン大ホール
- 3 委員の出欠席 出席 中村委員、武藤委員、大森委員、齊藤委員
欠席
- 4 教育長の出欠席 出席
- 5 出席した職員 管理課長、管理課長補佐、学校給食センター所長、社会教育係長、
学校教育係主事
- 6 町民憲章朗読 省略
- 7 開 会
- 8 議 事

教育長

〉日程第１、報告事項１、「会議及び諸行事報告」について説明をお願いします。

管理課長

〉それでは日程第１、報告事項１、会議及び諸行事の報告であります。１月２７日から２月２４日までの報告でございます。

（議案１頁により説明）

〉以上、教育委員関係の会議及び諸行事を報告させていただきました。２頁の事務局職員関係については省略いたします。以上であります。

教育長

〉今の報告について確認等がありましたら発言をお願いします。

中村委員

〉ないです。

教育長

〉よろしいですか。（各委員「はい」）

〉それでは報告事項２、「令和３年度準要保護児童生徒（新入学児童生徒学用品費分）の認定について」説明をお願いします。

管理課長

〉令和３年度準要保護児童生徒、入学児童の学用品費の認定についてであります。このことについては平成２９年度より新入学児童生徒の学用品費分について、入学前に保護者に支給するよう制度の運用を改正したものでございますが、今回、所得要件の不認定者がいなかったため教育委員会にはかけずご報告するものでございます。７世帯の認定で非課税認定が２件、児童扶養手当受給世帯が４件、国民年金保険料免除世帯が１件であります。支給日は２月２６日としております。今回、その部分で報告するものでございます。皆さんには認定資料のほう、お配りしておりますのでお目通しをお願いいたします。以上です。

教育長

〉今の報告について確認等がありましたら発言をお願いします。すべて認定区分に当てはまっているということですので。よろしいでしょうか。（各委員「はい」）

〉それでは日程第２、議案第２４号「広尾町生涯学習推進計画の答申について」説明をお願いします。

社会教育係長

〉 5 頁をご覧くださいと思います。議案第 24 号、広尾町生涯学習推進計画の答申についてであります。答申書については、1 枚めくっていただいて 6 頁のほうに添付しております。これに関連をしまして、先に配布しております広尾町生涯学習計画第 3 次計画について、簡単に概略を説明させていただきます。この計画につきましては令和 3 年度から始まります計画でありまして。広尾町第 6 次まちづくり推進総合計画との整合性を図りながら生涯学習を推進していくための計画ということになっております。この計画の策定経過についてご説明をいたします。本計画の 64 頁をご覧くださいと思います。生涯学習推進計画策定委員会の委員さんについては、社会教育委員をもって組織するとされておりまして、令和元年 7 月 3 日に教育委員会から社会教育委員に諮問が行われまして、そこから令和 2 年 1 月から 11 月にかけて、計 4 回策定委員会を開催しております。この期間と並行しまして生涯学習推進本部幹事会ですとか推進本部会議、推進協議会を開催していきまして、委員の皆さまより質疑のほうをいただいているところです。その後、昨年 9 月 1 日から 30 日間のパブリックコメントを行い、11 月に原案を確定したという内容になっております。本年 1 月の議会総務常任委員会におきまして、議会説明のほうを行いまして計画を確定し、今回答申するものとなっております。第 3 次のこの計画につきましては現在の第 2 次計画と章立て、構成を同じくしておりまして、計画を作っております。過去 10 年間の文部科学省の教育審議会、生涯学習部会で議論されております内容を鑑みて作成をされております。計画書の中では、人生 100 年時代と言われる長寿化の中であらゆる人達の活躍の推進がテーマになっておりまして、重要な鍵を握っているのが生涯学習社会の実現であるというように位置付けております。続いて 3 頁をご覧ください。3 頁の上のほうに計画の性格についてと記載しておりますが、第 6 次まちづくり推進総合計画を上位計画といたしまして、本計画はその理念を踏襲する計画となっております。続いて 5 頁目のほうをご覧くださいと思います。計画の期間につきましては、第 6 次まちづくり総合計画と同じく令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間となっております。その下、4 番、計画の構成につきましては、先ほども申し上げましたが前計画と同じく、第 1 章から第 5 章までで構成されております。その下、5 番、計画の目指す将来像につきましては、国際的な動きとしての持続可能な開発目標、いわゆる SDGs に触れたうえで、今回の計画のキャッチフレーズということで、心がつながり未来につながる学び合いということで設定をしております。その後ろ 7 頁からになります。各章のほうに入っていきます。7 頁からは第 2 章、生涯学習推進計画、生涯学習の推進とはどういったものか、表紙に書いている内容をまとめておりますが、第 2 次の計画と違うのは、第 2 次の計画の中では生涯学習センターの整備を行うということを中心としておりましたが、第 3 次計画におきましては、既存の社会教育施設の整備と拡充を進めていく、新しく建設するのではなくて、既存の施設を充実させていく方向性へと方針をシフトしております。そのほか、22 頁からは、第 3 章、家庭教育推進計画、29 頁からは、第 4 章、学校教育推進計画、そして最後、51 頁からは、第 5 章 社会教育推進計画について取りまとめております

ので、各章ごと、お読み取りのほうをお願いできればと思います。以上で生涯学習推進計画の説明のほうを終わらせていただきます。

教育長

〉ただいまの生涯学習推進計画につきましては事前にお配りをさせていただいておりますので、お目通しをいただいているものと思いますので章ごとの説明は省略させていただきますけども、この件に関して何かご質問がありましたら発言をお願いします。

大森委員

〉52頁の社会教育推進計画のところですけど、領域別推進目標のところに、青少年教育、成人教育、女性教育、高齢者教育ってずっと続いていきますが、女性教育のところですよ。こういう目標、女性教育に限らずこういう目標というのは、やはり要望とかそういうものを汲み上げて作ってきたものなんじゃないかな。どうなんだろう。

社会教育係長

〉要望というのは、地域の住民の意見を取り入れてということでしょうか。

大森委員

〉協議会の中で、こういうものを目標にしたらいんじゃないかというように作られたものなのか、こういうふうな教育を推進してほしいとかというようなことがあってここに目標が掲げられているのか。

社会教育係長

〉基本的には、一般市民の意見というのはパブリックコメントでしか反映されていないところであります。本計画についてはすべて社会教育委員さんで構成されております策定委員会と、あとそれぞれの幹事会、推進本部と協議会の中で精査されたものになっておりますので、特に女性の意見というのは反映されておられません。元になっているのは先ほど説明をさせていただきました文部科学省の中央教育審議会だったり、あるいは生涯学習部会で議論されている内容を軸に本町の計画にも反映したものでございます。

大森委員

〉ちょっと皆さんどう感じられてるかなっていうのをお聞きしたいんですけど。何か感じられるところありますか。ないですか。

教育長

〉特に女性にこだわるのはこの時代にはそぐわないのかなというのは。成人教育だけでいいんじゃないかなと思う。

大森委員

〉 思われますか。

教育長

〉 なぜ女性だけがでてくるのか。

大森委員

〉 武藤さんはいかがですか。

武藤委員

〉 私もそうです。今教育長が言われたように成人教育に含めればいいのではないかと思います。

大森委員

〉 齊藤さんはいかがですか。

齊藤委員

〉 今シビアなところですよね、性別とか、子供とか社会人、大人とかそういうくくりのほうがいいのかなと思いますね。

大森委員

〉 中村さんは。

中村委員

〉 うん、これね、私が社会教育委員をやっているときからですね、ずっと女性って入っているんですよね、それを踏襲しているのかなと思っているんですけど、昔から入ってるんですね。今は女性問題大変になってますからね。

大森委員

〉 実は私、ここのところ私もどうなのかなと、皆さんどういふうに感じられてこれを作られたのかなと思った。どういう風に感じられてこれを作ったのか。

中村委員

〉 これは策定委員会でこういう話は出なかった。

社会教育係長

〉この女性教育という部分について違和感を感じるというようなご意見は出てはいなかったんですけど、中村委員がおっしゃるように過去を踏襲している部分もないわけではないのかなと思います。

大森委員

〉現状と課題って、何頁ですか次は、５５頁ですか、女性教育現状と課題っていうのが書いてありますよね。これもやはり現状認識をするにしても、それをいかに解決していくかっていうことについても、どういうふうにしたらいいでしょうといろいろあるかもしれないですけど、やっぱり男性も女性も両方が知恵を絞って、じゃあどういうふうに行動していったらいいのかなと考えていかないと、どっちにしても解決する問題ではないと思うかなと思いますので、これはやっぱり齊藤さんがさっきおっしゃったみたいに社会人教育として取り上げる問題なのかなと思うんですね。

教育長

〉領域別の中に過去から女性だけが入っていた中でやっちゃったというのが正直なところなんでしょう。あえて今後こういうことは避けるべきだし、女性も男性も関係なく成人教育でいいと思いますけども、今回に限っては、パブコメも、議員への説明もやっているの、この形でいきたいなというふうに思います。

中村委員

〉今後１０年ですね。

大森委員

〉ここの部分、削除してほしいです。これから何年も続くものですもんね、作っちゃったからこれでいきますでは、これで進むのは疑問です。間違いに気づいてもそのところをスルーして作っちゃったから、皆さんに説明したからこれでいきますでは。

教育長

〉これ直せる。もう印刷しちゃったの。

社会教育係長

〉いえ、今度議会に行政報告する段階で印刷はまだしていません。

教育長

〉最終決定は委員会だから。委員の皆さま、今の大森委員の意見について、どうするかお聞

かしてください。ここだけスポッと抜けるのか。ほかに反映されていないか。

大森委員

〉この内容っていうのは本当に女性に限った内容ではないと思うんですよね、男性だったり女性だったり。

教育長

〉まあ学校教育には反映されてるとは思いませんので、たぶん社会教育の部分だと思うんで。

大森委員

〉学校の学生時代は学校教育ではないのに、一歩社会に出るとこういうことがあるのは、非常に矛盾を感じるんですけど。

教育長

〉社会的にもこういう風潮がまだ残っているというのは変わっていくべき。高齢の方であっても、いろんな考え方を反映させていかないと。

中村委員

〉否決できるの。

教育長

〉教育委員会が諮問したんです、そのまま生かしますではなくて、決定権はある。これは合議制ですから。

中村委員

〉外せるんなら外したほうがいい。

大森委員

〉何のための会議なのかということになっちゃうと思うんですよね、ただ送られてきたことを見て決まっているから、印刷物としてできているからこうしますでは何のための会議だから。というか皆さん納得しています。事務局の方も。

社会教育係長

〉この頁だけ削除することは可能だとは思いますが。なかなか最近デリケートな問題で。

大森委員

〉これすごく、デリケートかどうか分からないけど教育の根本に係ることですよ。人間としても、すごく大事なところだと思うんですよ。

武藤委員

〉さっき持続可能な開発目標ってあって、この中にジェンダーが入っている。たぶんその中にも引っかかる部分があると思う。

大森委員

〉まさに生涯学習推進計画の一番最初に、持続可能なですか、この中に入ってますよね、この問題。何頁でしたっけ、5頁。見てください。

教育長

〉この部分削除したほうが良いと思う方は挙手をお願いします。

（4名挙手）

〉それではこの部分については削除させていただきます。そのほかの部分についてはよろしいですか。（各委員「はい」）社会教育いいですか。

社会教育係長

〉はい

教育長

〉それでは生涯学習推進計画については終わらせていただきます。次に、日程第3、議案第25号、「心身に障害のある児童及び生徒に対する適正な教育支援の答申について」説明をお願いします。

管理課長

〉議案のほう7頁をお願いします。去る2月2日教育支援委員会が開催されております。その審議結果が答申書として今回提出されて、その写しが8頁であります。審議件数は13件ということで、別添資料に対象者を載せさせていただいております。個々の審議内容は省略いたします。事務局としてはこの答申内容を尊重して令和3年度の学級編成にあたりたいと思います。

教育長

〉この件に関して質問あれば発言をお願いします。

武藤委員

〉 広尾小学校での受け入れ人数が多いと思うが受け入れ体制は大丈夫なんですか。資格を持った先生が来る。

管理課長

〉 というわけではございません。なるべく特別支援学級の資格をとってくださいということで、各先生取っている方が多いようであります。

教育長

〉 もし新たに来る先生に資格がなくても、既存の先生で持っている人がいるので、そういう人をあてる。免許持っていないのに、希望する人がいる。無免許はダメと言われているので、資格を持っている人をあてるというふうになります。この件についてはよろしいでしょうか。
(各委員「はい」)

〉 それでは次に、日程第４、議案第２６号、「令和２年度広尾町文化賞・スポーツ賞等被表彰者の決定について」提案理由の説明をお願いします。

社会教育係長

〉 １０頁をご覧いただきたいと思います。議案第２６号、令和２年度広尾町文化賞・スポーツ賞等被表彰者の決定についてであります。１１頁のほうに答申書を添付しております。
１月２７日付けで諮問がありました令和２年度広尾町文化賞・スポーツ賞等の選考につきまして、２月１０日に選考委員会を開催いたしました。その結果、広尾町文化奨励賞が１件、スポーツ賞が２件、スポーツ奨励賞が２件、ジュニアスポーツ奨励賞が１件、合計６件を決定したところであります。その結果が答申書として提出されておりました、本委員会に諮るものです。表彰者、事績等につきましては、１２頁と１３頁に記載していますのでご確認をいただければと思います。なお、コロナ禍ということもありまして、表彰式はとり行わずに郵送等に対応する予定をしております。以上です。

教育長

〉 この件について質疑があれば発言をお願いします。よろしいでしょうか。(各委員「はい」) それでは次に移ります。

〉 日程第５、議案第２７号、「令和３年度小・中学校校長及び教頭の移動等の内申について」提案理由の説明をお願いします。

管理課長※別紙により説明

教育長

〉この件についてご質問のある方は発言をお願いします。よろしいでしょうか。（各委員「はい」）それでは次にいきます。

〉日程第6、議案第28号、「令和3年度教育行政執行方針について」提案理由の説明をお願いします。

管理課長

〉議案第28号、教育行政執行方針です。別冊のほうをご覧くださいと思います。執行方針についてはこれまでと同じく、大きく分けて、「はじめに」と「学校教育」、「社会教育」、そして「むすび」としております。私のほうから概略を簡単に説明させていただきます。

※別冊により概略を説明。

以上であります。

教育長

〉議案第28号について、質問等ございましたら発言をお願いします。3月3日の定例会で私が読み上げたいと思っていますけど、文章等、文言等でおかしいところがありましたらお願いします。若干去年より短くしております。よろしいでしょうか。（各委員「はい」）それでは次に移りたいと思います。

〉日程第7、協議事項1、「令和2年度一般会計補正予算（第16号）について」説明をお願いします。

管理課長

〉協議事項1、3月定例会に提出する令和2年度一般会計補正予算でございます。この内容につきましては主に歳入歳出の確定による精査をした不用額の確定により予算を計上するものであります。まず歳入のほうからご説明をいたします。20頁をご覧ください。学校保健特別対策事業補助金として、こちらはコロナウイルス感染症対策の補助でございます。1校あたり事業費が80万円の2分の1を補助するものでございます。続きまして教育振興資金寄附金ですが、100万円の寄附がありまして教育振興基金へ積立金として積み立てるものです。次に歳出のほうをお願いします。人件費や事業確定による減額を除いた部分のみの説明とさせていただきます。22頁、9款1項3目、教育振興費、23目の積立金でございますが教育振興基金寄附金を積み立てるものでございます。23頁、9款2項1目、学校保健対策事業で10節、需用費の消耗品でございますが、消耗品63万円、1件20万円を超えるパーティションの購入費22万2千円は今年度契約が結べないということで繰越明許費としています。17節、備品購入費に67万9千円を増額したものでございます。26頁を開きください。9款3項1目、中学校費学校管理費は学校保健特別対策事業で10節、需用

費の消耗品で１件２０万円を超えるパーティションの購入は５８万１千円となっております。これは先ほど説明したとおり繰越明許費となっております。１７節の備品購入費に１５万７千円を増額したものでございます。以上であります。

社会教育係長

〉続いて社会教育関係の補正予算について説明させていただきます。まず２１頁をご覧ください。勤労青少年ホーム費になりますが、こちらにつきましては決算見込みに伴う減額補正という内容になっています。次に２６頁をご覧ください。４項、社会教育費の補正になります。１目、社会教育総務費から、２８頁のほうにいきまして、４目、海洋博物館・伝習館費まででありますけど、こちらにつきましても決算見込みによる減額補正と事業費の確定によります不用額の整理に伴う減額ということになっております。その下、２９頁をご覧ください。５項、保健体育費の補正であります。１目、保健体育総務費から２目の体育施設費になりますけど、こちらにつきましても決算見込みによる減額補正、事業費確定による不用額の整理に伴う減額補正となっております。社会教育課関係の補正予算は以上です。

学校給食センター所長

〉それでは学校給食費についての説明をさせていただきます。まず歳入になります。１９頁をお願いします。１９頁の上段になります。１２款１項３目の教育費負担金、学校給食費負担金になります。こちらにつきましては、１８８万７千の減額補正となっております。内容につきましては、１節につきましては給食の年間食数の確定見込みによる減額補正となっております。２節の過年度給食費負担金につきましては納付額の確定見込みによる補正となっております。続きまして、歳出の説明であります。３１頁をお願いします。９款６項１目の学校給食費、１節の報酬から１５節の原材料費まで合わせまして８１０万２千の減額補正となっております。内容につきましてはすべて確定見込みによる減額補正です。以上です。

教育長

〉今、説明ございましたが、特に質疑ある方は発言をお願いします。よろしいですね。（各委員「はい」）それでは次に移ります。

〉協議事項２、「令和３年度教育関係予算（案）について」説明をお願いします。

管理課長補佐※管理課関係分（説明内容省略）

社会教育係長※社会教育関係分（ ” ）

教育長

〉この件について質問等がございましたら発言をお願いします。

大森委員

〉 体育施設管理委託料の中に、野球場だとか青少年研修センター、１６頁です。スキー場、テニスコートとありますけど、スキー場って年間どのくらいの費用かかっているんでしょうか。

社会教育係長

〉 ちょっと、手もとに資料なくてですね、ぱっと数字がでてこないんですけど。

大森委員

〉 先ほどちょっと町長が忠類のスキー場もあるんだよって発言もされたことがあるので、その辺りはどうなのかなと思って。

社会教育係長

〉 実際に町内のほうにスキー協会という団体が体育連盟に加盟しているんですけど、毎年子供スキー教室ということでスキーを習っている子供のために、年間３回から４回ではあるんですけど毎週そういう教室を開いてくれているということでスキー場を使ってもらっているというところもありまして、整備を継続しているところではあるんですけど、昨年からリフトの点検業者さんがですね、うちのリフトってのは忠類のようなリフトではなくて手でつかんだらワイヤーで上がっていく形式であり、点検から撤退したいとの申し出があつてですね。今年からリフトが使えない状況になっておりまして、子供達にスキー教室を習わせるためにはスノーモービルで上にあがって、そして滑るような形をとらざるを得ないという内容になっておりまして、忠類のほうで活動してもらおうかということがおそらく今後テーブルにあがって来るのかなとは思っているんですけど、なかなかスキーに限らずそりすべりする子も結構見受けられますので、一概にすぐに閉鎖して忠類行ってくださいというのはちょっとどうかなとは考えているところです。

大森委員

〉 なるほどね、例えばそり遊びをするにあたってどのような管理になりますか。そり遊びだけだったら。

社会教育係長

〉 リフトの点検自体がなくなってしまったので、雪が降ったらスノーモービルで業者さんのほうに雪を踏み固めていただいて、ある程度、そのなんて言うんでしょう、ちゃんと滑ってくるような整備をしていただいているというような状況になっていまして、そのほか週末だけなんですけどロッジに業者さんのほうが常駐していただいているという安全面の配慮をしていただいているというような内容になっています。

大森委員

〉そういう経費で今度どれくらいかかっていくかというところ。利用率は結構あるんですか。

社会教育係長

〉スキーに関しては正直やっぱり年々減少しています。で、リフトが使えなくなったのでおそらく減ってくるということと、スキー協会さんのほうでは、自分達の活動というよりはむしろ子供達のスキー教室がメインの事業としてやってらっしゃると聞いておりますので、そういった部分で今後どこまで同じような内容で協会さんも協力して継続して子供達に教えていただけるかというところもあると思いますので。

大森委員

〉もし場所が忠類のスキー場に移った場合、スキー協会に引き続き指導をお願いするということも悪くはないんですよ。

社会教育係長

〉忠類のほうを整備面とかリフト、ちゃんとしたリフトがあるという意味では当然環境的にはいいわけで、ただあの距離とかの問題を考えると、自分で交通費等を払って乗せていってやってくださるかどうかはある程度協会さんのご厚意によるものになってしまうかなというような懸念もありますので、そこに町がどのようにサポートしていけるかという課題もあるかなと思いますので、今すぐ忠類のほうで活動してスキー場のほうは閉鎖しますという考えは今のところしておりません。

大森委員

〉じゃあ現在のリフトの点検料がかからないとして、どのくらいの費用がかかる、じゃあそれがもし忠類のスキー場に行くときの費用というのが町のほうで負担、現在の使ってるうちのスキー場でかかる費用をかけなくなった分だけどれくらいかけられるのか。忠類のスキー場で、なにかをする時に、それがどれくらいかけられるのかどのくらいの手出しがあるのかというのを考えておく時期じゃないかなと思うんですよ。そういうのきちっとわかっていると、やっぱり提案もしやすいし、何かあってから調べるんじゃないくて、リフトの点検ができないですって今言われてるんであれば、どんどんじゃあ今どんな風にしていったら子供達のためにいいのか、スキー協会さんのために事業をやるんじゃないくて、あくまでもスキーをしたい子供達のためにするものだと思うので、その辺りちょっと間違えないで、この先どうやっていったらいいのか、そのためにはどのくらい費用、手出しすることになるのか、トントンで行くのか、調べておいたほうがいいと思うんですよ。

社会教育係長

〉費用面だけで話をさせてもらおうと、大森委員がおっしゃるような形で忠類でやってもらったほうが経費は抑えられると思うんです。ただ、当人同士が実際に、活動される方がそこまで移動してということのを良しとされるかという部分と、スキーに限らずそりとかで親子連れでよく使っている方もいますので、そういう部分も総合的に考えて検討させていただければと思います。

教育長

〉何かをやめるのなら、それをどういうふうに使うのか使わないのか。やりたいんだったら、財源をどう見つけるのかを考えるのが大事。お金がないので何かをやるなら何かを見直す、工夫しながら考えていく必要があると思います。そのほかございますでしょうか。

齊藤委員

〉今年度の夏場はコロナウイルスの関係で町民プールは閉鎖していたはずなんですけど、現状、来年度はどういう状況になってくるのかなという部分があるのと、来年度も感染リスクを考えて使えませんよとなった場合に、何も使わないで置きっぱなしなのか。私が小学生の頃、旧広尾小学校のところにあったプールというのは何か活用していたんですよね、ゲートボールだったかな、今は給食センターの隣にゲートボール場が出来ましたよね、あれがなかった時代だったんで、たしかプールの中でですねゲートボールとか活動の場として提供していたはずなんですよね。そういうのができるのか、もしプールがまた使わない場合。結局こういう状況なので、スポーツ活動が縮小しているのがあるんですけど、もし半分ずつ体育館を部活動とかで使っているのであれば、その一つが別のスポーツで活かせるのであればその部活動を分離してとかも可能なので、その辺どうなのかっていうのをちょっと。

教育長

〉今年度についてはコロナの影響もあって各施設、体育施設を閉鎖しています。プールについても、使える状態では準備はしています。小学校はプール授業はやらないと決めたので、一般の人には学校・体育施設は基本的に禁止にします。子供達を使うのであれば開けますよと言っていたんですけど、授業をやらなくなったので全面閉鎖しますと、今年についても学校が授業をやるのであれば、状況次第ですけど子供達には解放したい。一般のほうはどうするか、そこはまだ検討中です。小学校で授業をやりたいというのであれば、一番の問題は更衣室なんですよ、密になってしまいますので、一般はなるべく出入りさせたくなかったの。学校次第です。

齊藤委員

〉わかりました。

教育長

〉他にございませんか。（各委員「はい」） それでは次に移ります。

〉 日程第 8、「その他」ですけれど事務局から何かありますか。

管理課長補佐

〉 3 月に予定しておりました三者合同送別会については、中止がきまりました。もう一点、次回会議についてですが日程が決まっていますが、3 月末に開催したいと思います日程が決まりましたら連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

教育長

〉 委員さんからは何かありますか。（各委員「なし」） 締めてよろしいですか。以上を持ちまして第 1 2 回教育委員会会議を終了いたします。お疲れさまでした。（15:10）

この会議録は、令和 3 年 2 月 2 5 日に開催の教育委員会会議の確定に基づいて作成した。
（当日の議案は別紙のとおり）

教育長

菅 原 康 博

教育委員

中 村 孝 夫

（令和 3 年 3 月 8 日調製）

管理課長